

鹿児島工業高等専門学校校務連絡会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）各部門の連絡を緊密にし、校務の円滑なる運営を図る目的をもって校務連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(組織)

第2条 連絡会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐
- (4) 校長特別補佐
- (5) 学科長
- (6) 一般教育科長
- (7) 事務部長
- (8) 総務課長及び学生課長
- (9) 技術長（事務部長以外の者を技術室長に充てる場合にあっては、技術室長及び技術長）
- (10) その他校長が必要と認めた者

(議長)

第3条 校長は、必要と認めたときに連絡会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第4条 校長が必要と認めた場合は、第2条各号に掲げる者以外の者を連絡会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 連絡会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、連絡会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和43年9月17日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 52 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 10 月 17 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。